

共生・公正・創造



# ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

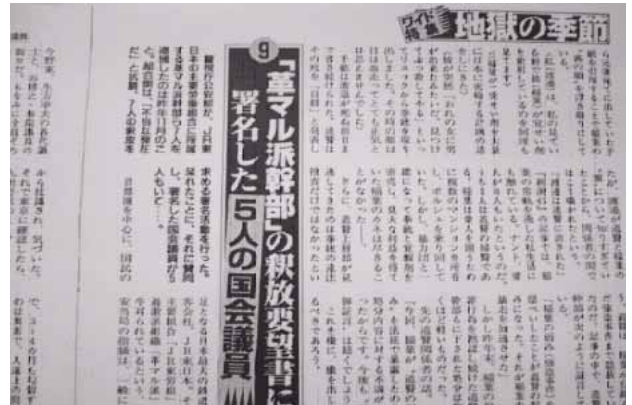
ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

“ 浦和電車区裁判に大きく左右する ”

## 東労組との裁判で、新潮社が完全勝訴！

2003年2月20日発売の週刊新潮記事に対しJR総連と東労組が損害賠償等で訴えていた裁判で、今年5月18日の第二審の高裁でも新潮社が勝訴し、JR総連・東労組が上告期限の2週間を過ぎても上告せずこの程新潮社の完全勝訴が確定したようである。

その記事とは、「革マル派幹部の釈放要望書に署名した5人の国会議員」という見出しで、東労組役員らによる浦和電車区・脱退・退職強要事件で逮捕された7人の早期釈放署名に、佐々木秀典・榎崎欣也・今野東・生方幸夫各衆議院議員（当時）と谷博之参議院議員（当時）が署名したことに対する揶揄記事である。同誌は、事件の本質が過激派の犯罪であった以上、国会議員としての不見識のそしりは免れないとしている。



< 週刊新潮03年2月20日発売号 >

これに対し当該の国会議員は特別な行動は起こさなかったが、なぜかJR総連・東労組は、新潮社を相手取って2200万円の損害賠償金と謝罪広告掲載を求めて2003年10月に東京地裁に提訴したのである。東京地裁は、2006年12月にJR総連・東労組の主張を退け新潮社側の主張を全面的に認める第一審判決を下し、今年5月には東京高裁でも第一審判決を支持し、JR総連・東労組が上告をあきらめ、この程新潮社の完全勝訴が確定した。

（その第一審判決文とは・・・一部要約抜粋）

公刊物における「原告（JR総連・東労組）らと革マル派との関係」についての記載は、全て証拠として採用する。

公刊物とは、警察庁発行の『焦点』の記述内容、警察庁警備局長による歴代の国会答弁内容、公安調査庁発行の『内外情勢の回顧と展望』の記載内容である。

本件（週刊新潮）記事は、公共の利害に関する事実に係わり、その目的が専ら公益を図るものであって、かつ、適時事実の重要部分が真実であると信じる相当の理由があるものと認められるから、被告の故意又は過失がなく、原告らの請求は理由がない。

この判決文は、12年前の週刊文春事件（1994年に連載された特集記事、「JR東日本に巣くう妖怪」に関わる紛争で、キオスクの巨大な販売力を武器に用いたJR東日本側の言論弾圧に屈してしまった事件）から考えると極めて画期的な判決である。この裁判の元となった浦和電車区裁判はもとより、数多くのJR革マル裁判の判例となり、東労組にとっては致命的な判決と言える。過日国会でも、山下参議院議員の質問主意書に、『JR総連・東労組における革マル派の動向について公安の維持の観点から重大な関心を払っている』という政府の公式見解が出たが、今回、司法の場でも認定され東労組は四面楚歌である！